

定例監査の結果

1 監査の期間

平成29年 2月20日から平成29年 3月13日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

上下水道部水道管理課及び水道整備課

(2) 対象期間

平成28年 4月 1日から平成28年12月31日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 水道管理課

ア 契約事務において、下記のとおり不備があった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 契約締結伺いにおいて、1者随意契約の正当な理由の記載のないものがあった。

(イ) 契約書に暴力団排除に関する事項の記載のないものがあった。

(ウ) 契約書に印刷製本契約約款に記載された仕様書等の添付のないものがあった。

イ 出納取扱金融機関等に対する検査で、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関について、定期及び臨時に地方公営企業の業務に係る公金の収納又は支払の事務及び預金の状況を検査しなければならないが、収納取扱金融機関の検査が行われていなかった。

地方公営企業法施行令第22条の5第1項の規定に則った事務処理をされたい。

(2) 水道整備課

ア 年次休暇の専決専決で、課長補佐又は主任主査が配属されている場合、どちらかが専決者となるにもかかわらず、主査が年次休暇の専決者となっていた。

基本的な事務の取扱いについて十分確認し、事務を遂行されたい。